

伊豆市事業者等実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不良・不適格業者を排除し、入札及び契約の適正化を推進するため、伊豆市の競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）の資格の有無を確認するための営業実態等の調査（以下「調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(調査対象)

第2条 調査の対象（以下「対象業者」という。）は、有資格業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 伊豆市内に本店を有する者
- (2) 伊豆市内に支店、営業所等の受任先を有する者

(調査員)

第3条 調査を行うため、伊豆市事業所等実態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

- 2 調査員には、伊豆市職員を充てる。
- 3 調査員は、調査のため事業所等を訪問するときは、伊豆市職員服務規程（平成16年伊豆市訓令第10号）第5条第1項の職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査項目)

第4条 調査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 事業所等の所在地
- (2) 営業活動の実態
- (3) 代表者又は受任者の勤務状況
- (4) 従業員の雇用状況
- (5) 技術者の資格及び恒常的雇用関係
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可及び帳簿の備付の状況
- (7) 事務又は営業活動に必要な機器等の設置状況
- (8) その他事業所等の実態に関する事項

(調査方法等)

第5条 調査は、調査員が事業所等を訪問することにより行うものとする。なお、調査は原則として、対象業者に予告せずに行うものとする。

- 2 調査は、伊豆市事業所等現地調査確認票（別紙）を使用し行うものとする。

(調査報告)

第6条 調査員は、調査を実施したときは、速やかに調査結果を契約主管課(室)長に報告するものとする。

(監督行政庁への通報)

第7条 市長は、調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通報する。

(情報の取り扱い)

第8条 本調査で得た情報は、原則として入札契約業務以外には使用しないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は契約主管課(室)長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 7月 1日から施行する。